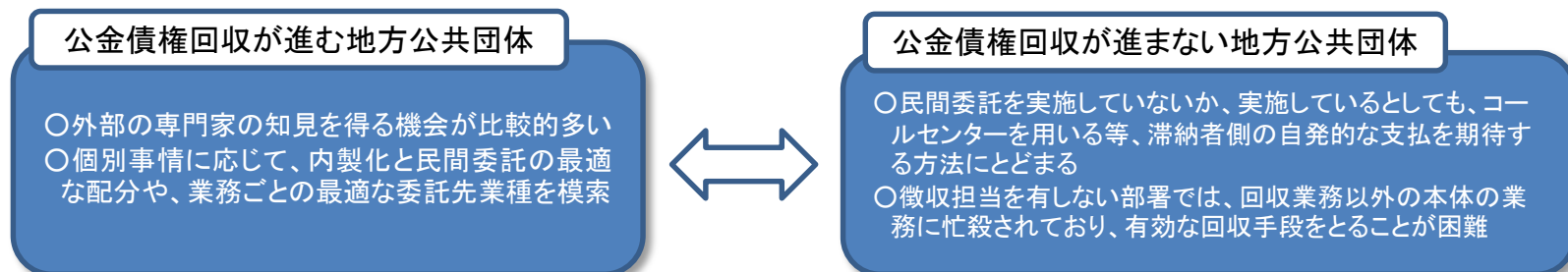
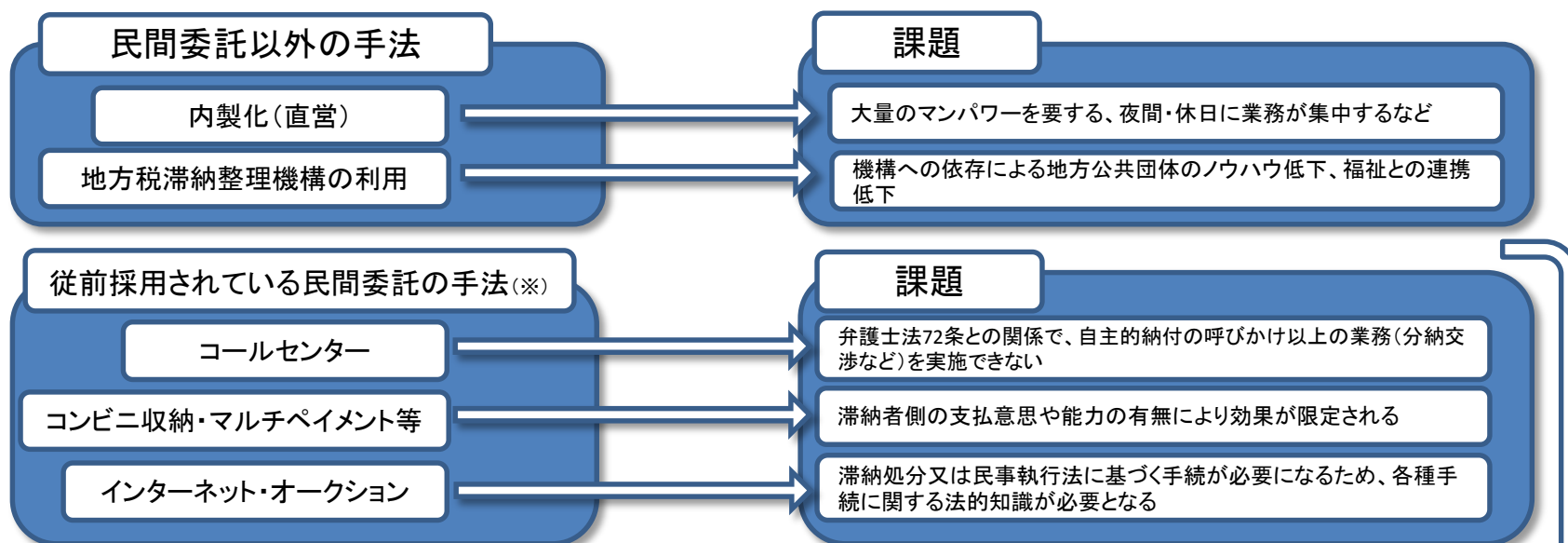


3. 公金債権回収における現状（本報告書14頁～）

◎概観（公金債権回収が進む地方公共団体と進まない地方公共団体）



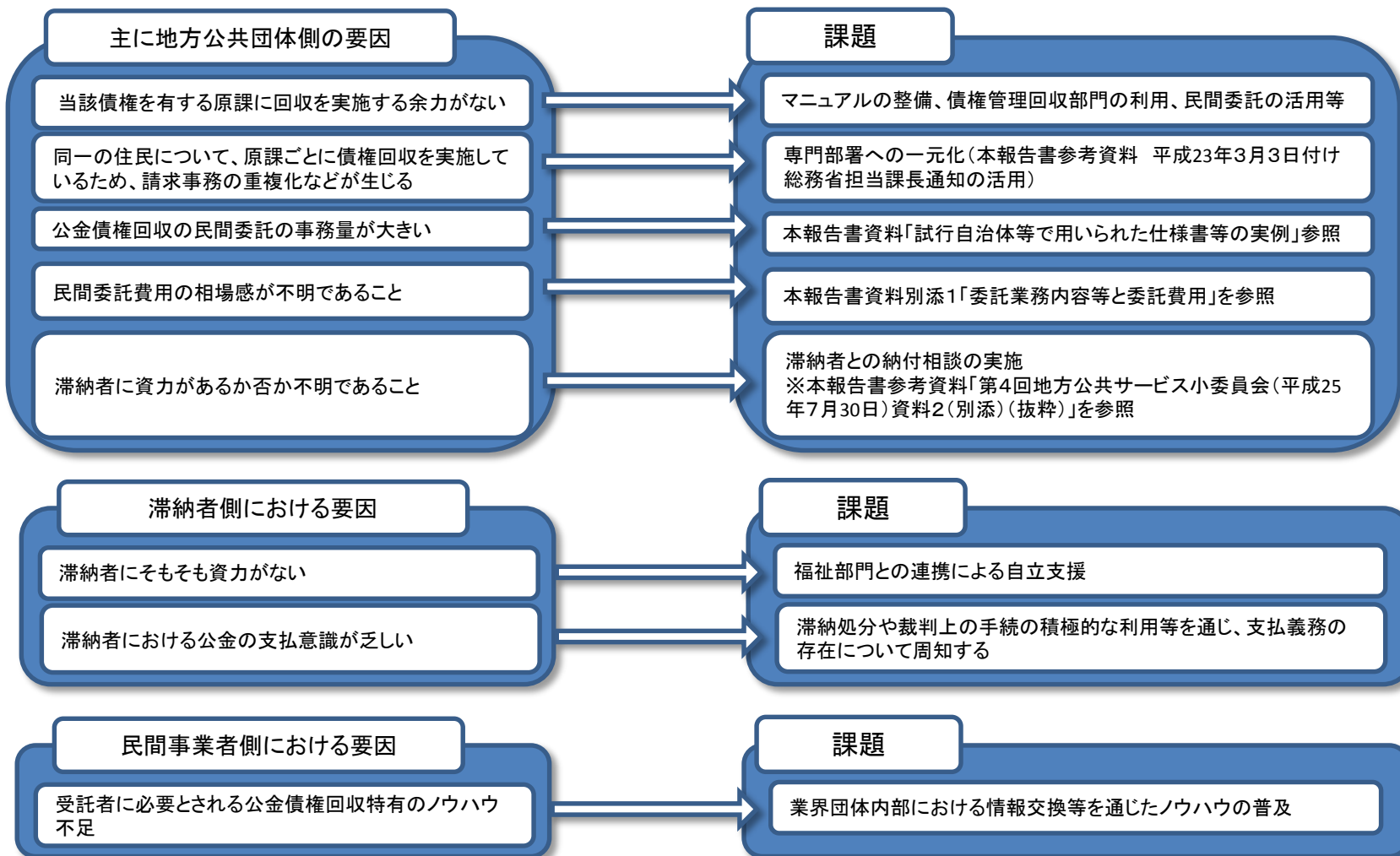
◎これまでに採られてきた公金債権回収の手法



※平成19年3月27日付け総税企第55号総務省自治税務局企画課長通知「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」に基づくもの

従来の手法には課題も多く、公金債権の管理及び回収を適切に実施するためには不十分

4. 公金債権回収が進まない要因と課題（本報告書19頁～）



5. 各地方公共団体における事例の紹介（本報告書22頁～）

（1）滞納全体像の把握

- ・庁内における情報の共有、外部専門家への情報提供のため、滞納者からの同意書の活用

（2）回収促進、福祉的配慮、不納欠損処理のための手法整備

○回収促進

- ・一元的な滞納債権回収体制の構築、納付相談の実施、部門毎の債権回収目標の公表・PDCAの実施、任期付職員（弁護士）の採用による徴収の支援、職員向け研修の実施

○福祉的配慮

- ・多重債務相談窓口の設置と全庁的な支援体制、多重債務者の包括的支援、ファイナンシャルプランナー等の活用

○不納欠損（債権放棄）

- ・債権放棄関連のルール制定（本報告書資料別添2「債権放棄関連のルール制定例」）

（3）民間活力の発揮促進

- ・複数債権の一括発注手続
- ・職員、弁護士その他の民間事業者の業務分担
- ・委託費用の適正化

6. 提言（本報告書29頁～）

(1) 早急に実施が検討されるべき事項

- 現状において処理できない債権回収の民間委託の実施
時効到来阻止、運用ノウハウの蓄積
- 滞納者に対する納付相談の実施と自立支援
納付相談を通じ、滞納者が生活困窮者である可能性を把握した場合、担当部門へつなげる（本報告書参考資料の平成23年3月3日付け総務省担当課長通知及び第4回地方公共サービス小委員会資料2（別添）を参照）
- 徴収の一元化
同一滞納者への請求重複回避、滞納者の実情に応じた回収（ただし、強制徴収権の有無に注意）

(2) 当面の課題についての提言

- 契約期間の複数年化
委託の費用対効果を高める ※契約解除の余地を残しておく必要があることに留意
- 受託民間事業者への引き継ぎデータの整備
契約後の早期回収着手が可能
- 滞納事由に応じた適切な回収方法の選択
段階的な回収方法を経て対象債権のスクリーニング化を図る（本報告書31、32頁の各図参照）
- 職員に対する回収研修の実施
職員において、業務内容の特性等を踏まえて「自ら実施すべきケース」「外注すべきケース」等の切り分けを行うことなどが期待される